

【記入例】

- ・申請書は診療月ごとに作成してください。(マーカー部分には必ずご記入願います)
- ・申請書には領収書コピーの添付が必要です。
(領収書原本は提出せず、ご自身で大切に保管してください)
院外処方を受けたときは、処方箋を発行した外来分と調剤薬局分の領収書コピーを合わせてご提出ください。
- ・外傷による治療(骨折、靱帯損傷、やけど等)の治療を受けた方は「負傷原因調査票」を併せて提出してください。
状況等により追加書類の提出をお願いすることや、給付の対象外となることがあります。

- ・⑫欄は、麻生健保以外から給付金等の支給を受けられるか否かについてお尋ねしています。
申請書(裏面)の制度を参考に、「受けられる」「受けられない」いずれかを必ず選択してください。
(「受けられる」ときは制度名、費用徴収についてもご記入願います)
当該給付金は、他の制度による給付金と重複して受け取ることができません。
- ・⑬振込希望の銀行又は郵便局名には、被保険者名義の口座をご指定ください。

本人 家族 合算		高額療養費・合算高額療養費付加金 家族療養付加金		支給申請書(第 回目)		(入院・通院)		(17年4月診療分)	
① 被保険者証記号・番号		11-100		② 事業所の名称		〇〇〇〇〇			
③ 被保険者の氏名		健保 一郎		④ 被保険者の生年月日		明・大 昭 平 40年5月5日			
⑤ 療養を受けた者の氏名		1. 健保 一郎		2.		3.			
⑥ 療養を受けた者の生年月日		昭和40年5月5日		年 月 日		年 月 日			
⑦ 被保険者との続柄		本人							
⑧ 傷 病 名		肺炎							
⑨ 療養を受けた病院 診療所等の名称及び 所在地		△△病院 〒 ×××-×××× 〇 〇 〇 〇		電話 ()		電話 ()		電話 ()	
⑩ ⑨の病院等で療養を受けた 期間		17年4月1日から 年 4月20日まで		日間		年 月 日から 年 月 日まで		日間	
⑪ ⑩の期間に受けた療養に対 し病院等で支払った額		(100,000)		円		()		円	
⑫ 他の制度により自己負担相 当額またはその一部の支給 を受けられるかどうか		受けられる (制度名 (費用徴収の 受けられない 有・無)		裏面をご確認ください		受けられる (制度名 (費用徴収の 受けられない 有・無)			
診 療 合 計 点 数		⑬		点		⑮		点	
薬 剤 一 部 負 担 額		⑭		円		⑯		円	
入 院 ・ 通 院 の 別		⑰ ①:入院 2:その他		⑱ 1:入院 2:その他		⑲ 1:入院 2:その他			
⑳ 今回申請の診療月以前1年 間に高額療養費の支給を3 回以上受けた場合、その直 近の診療月被保険者証の記 号・番号及び支給を受けた 健康保険組合名		診 療 月		1 年 月 診療分		2 年 月 診療分		3 年 月 診療分	
		被保険者証 の記号番号							
		健康保険組合 支 部 名							
㉑ 振込希望の銀行又は郵便局名		〇 〇 銀行 △ △ 支店(普通 1234567)		口座名義(カナ)		ケンボイチロウ			
上記のとおり申請します。									
17年5月1日		被保険者の住所氏名		〒 820-0003 飯塚市立岩12-34 健保 一郎					
麻生健康保険組合理事長 殿									

- ・給付金のお支払いは、早くても診療月から3か月後の15日(休業日のときは前倒し)です。
- ・給付金の対象となるのは健康保険が適用される部分のみです。
(自費治療や入院中の差額室料、食事費用等は給付金の対象となりません)

(記入上の注意)

1 申請書は、診療月ごとに作成してください。

2 ⑫欄は、他の制度により医療費の自己負担額相当額またはその一部の支給を受けられるかどうかについて該当する方に○印をつけ、受けられる場合は次に掲げる制度のうち該当するものの記号(「その他」の場合は具体的制度名)を記入してください。また、自己負担額相当額の一部について費用を徴収されたか否かについて該当する方に○印をつけてください。

- ア. 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」による一般疾病医療費の支給
- イ. 「児童福祉法」による育成医療の給付等
- ウ. 「予防接種法」による医療費の支給
- エ. 「身体障害者福祉法」による更正医療に要する費用の支給
- オ. 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」による医療の給付
- カ. 「結核予防法」による医療の給付等
- キ. 「麻薬及び向精神薬取締法」による医療の給付
- ク. 「母子保健法」による養育医療の給付等
- ケ. 「医療品副作用被害者救済・研究振興調査機構法」による医療費の支給
- コ. 「沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別設置等に関する政令」による医療費の給付
- サ. 「知的障害者福祉法」による入所措置等に係る医療の給付
- シ. 「進行性筋萎縮症者療養等給付事業」による療養の給付
- ス. 「特定疾患治療研究事業」による医療の給付
- セ. 「小児慢性特定疾患治療研究事業」による医療の給付
- ソ. 「毒ガス障害者救済対策事業」による医療の支給
- タ. 「公害医療研究費の国庫補助」による治療費の支給
- チ. 「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」による医療の給付
- ツ. 「水俣病総合対策費の国庫補助」による療養費の支給
- テ. その他

「テ、その他」には以下を含みます

1. 日本スポーツ振興センターに災害給付金を申請する場合
(学校の管理下で発生した病気やケガ)
2. 1以外でも学校の保険で治療費が補助される場合
3. こども医療費助成等医療の給付

3 一定の制度により自己負担額相当額の支給を受けられる場合は、この高額療養費・付加給付金は支給されません。